

令和3年

第2回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和3年4月30日（木）

令和3年第2回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和3年4月30日(木) 開会 午前10時00分
閉会 午後 3時05分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 伊藤 芳孝	2番 森田 昭夫
3番 山本 典式	4番 浅尾 もと子
5番 加藤 彰男	6番 伊藤 真千子
7番 伊藤 紋次	8番 原田 安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 伊藤 芳孝	2番 森田 昭夫
3番 山本 典式	4番 浅尾 もと子
5番 加藤 彰男	6番 伊藤 真千子
7番 伊藤 紋次	8番 原田 安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也	参事	村松 元樹
総務課長	内藤 敏行	税務課長	伊藤 まり子
振興課長	長谷川 伸	住民福祉課長	伊藤 太
医療センター事務長	前地 忠和	経済課長	夏目 明剛
事業課長	原田 経美	教育課長	栗嶋 賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山 和正	書記	竹内 佑樹
--------	-------	----	-------

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 2 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 3 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 4 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 2 号 東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 承認第 5 号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 常任委員の選任について
- 日程第 10 議会運営委員の選任について
- 日程第 11 議会報編集委員の選任について
- 日程第 12 議案第 3 3 号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 議席の変更について
- 追加日程第 6 選挙第 3 号 東三河広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 7 選挙第 4 号 北設広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 同意案第 1 号 監査委員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員数は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただ今から、令和3年第2回東栄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程のとおりでございます。

ここで、お諮りいたします。日程第11の次に日程第12議案第33号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件が本日追加提出されましたので上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第12を追加することに決定いたしました。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により2番森田昭夫君、6番伊藤真千子君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日限りといたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

議長（原田安生君）

まず一つ報告がございます。本日執行部から3月15日の総務経済委員会における発言について町長の減額後の給与年額を1019万8786円のところ1198万786円と誤って発言をしましたが会議終了後の発言訂正は出来ませんので報告をさせていただきます。

----- 承認第1号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第3承認第1号令和2年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについて、日程第4承認第2号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて、日程第5承認第3号令和3年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて、日程第6承認第4号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについての4案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、ご異議なしと認めます。よって承認第1号から承認第4号までの4案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは承認第1号から承認第4号までの4案件につきまして一括で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず承認第1号令和2年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第2号令和2年度東栄町一般会計補正予算第12号について。これは下水道施設長寿命化対策電気設備工事に関する繰出金について年度内に完了が見込めないため翌年度に繰り越す必要が生じましたが議会の招集をするいとまがなかったため3月31日付けで専決処分させていただいたものです。続いて2ページをお願いします。第1条の繰越明許費につきましては3ページの事業について翌年度に繰り越すものです。予算説明書の1ページをお開きください。この工事に対する繰出金1273万3000円を繰越しいたします。ではもう一度議案の方に戻っていただきまして、承認第2号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて、予算書の5ページをお願いします。専決第3号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第5号について、東栄医療センターのオンライン資格対応システム改修事業について年度内に完了する見込みがないため翌年度に繰り越す必要が生じましたが議会の招集するいとまがなかったため3月31日付けで専決処分させていただいたものです。続いて6ページをお願いします。第1条の繰越明許費につきましては7ページの事業について翌年度に繰り越すものです。予算説明書の3ページをお開きください。この事業に対する委託料189万1000円を繰越しします。つづきまして議案に戻っていただきまして、承認第3号令和3年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて、予算書の1ページを

お願いします。専決第4号令和3年度東栄町一般会計補正予算第2号について新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要経費について予算措置をする必要が生じましたが議会を招集するいとまがなかったため4月12日付けで専決処分をさしていただいたものです。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ2300万4000円を追加し予算総額を41億5567万7000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費27節東栄医療センター繰出金は医療センターの特別会計の補正による増額です。4目新型コロナウイルスワクチン接種対策費1節報酬4節共済費及び8節旅費は、ワクチン接種に係る会計年度任用職員を雇用するための人件費です。3節職員手当等はワクチン接種業務に携わる職員に対する時間外勤務手当です。7節報償費はワクチン接種の際に事故と思われる事態が起きた時に調査を医師にお願いするための経費です。10節消耗品費と印刷製本費は事務にかかる経費です。11節郵便料は64歳以下の住民にかかるクーポン発送経費です。手数料は町外の医療機関でワクチン接種を行った場合に発生する経費で国保連合会に支払います。12節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は64歳以下の住民にかかるクーポン券を作成するための経費です。新型コロナウイルスワクチン業務委託料は、接種1回あたりの経費として税込2277円を医療機関に委託するための経費です。13節自動車借上料は、ワクチン接種に係る送迎のための経費です。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項3目衛生費国庫負担金1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は1回あたり2277円を医療機関に支払う委託料にかかるもので全額負担となります。2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、今回のワクチン接種に係る費用について全額補助を受けるものです。19款繰越金は、今回の補正予算に係る調整による増額です。それではもう一度議案に戻っていただきまして。承認第4号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて予算書の5ページをお願いします。専決第4号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第1号について新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要経費について予算措置をする必要が生じましたが議会の招集をするいとまがなかったため4月12日付けで専決処分させていただいたものです。続いて6ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ414万8000円を追加し予算総額を5億2940万9000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。14ページをお開きください。1款1項1目一般管理費3節職員手当等はワクチン接種業務に携わる職員に対する時間外勤務手当です。10節消耗品費は事務に係る経費です。17節予防接種関係備品購入費はワクチン接種の際に必要な備品でその内容は予診受付並びに予診票の記載台として机8台、接種後の経過観察のために使用する椅子30脚、雨降りの際に傘を持って移動していただく必要があることか

ら傘袋スタンド1台、経過観察時に注意喚起などをするために使用するテレビ1台を購入するものです。2款1項2目医薬品衛生材料費10節消耗品費はワクチン接種の際に必要な医療にかかる経費です。次に歳入の説明をさせていただきます。12ページをお開きください。1款3項1目諸検診等収入1節予防接種健診等は、ワクチン接種に係る1回あたり2277円の接種業務受託料を追加するものです。5款1項1目一般会計繰入金は、ワクチン接種体制確保事業補助金分414万8000円を増額し接種業務委託料1123万1000円を減額するものです。以上で専決処分に係る一般会計及び医療センター特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

4案件の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は案件ごとに行います。始めに承認第1号令和2年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

翌年度に繰り越す下水道施設長寿命化対策電気設備工事1273万円とはどんな工事なのか。対象地域、規模等併せて伺います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

失礼します。下水道施設長寿命化対策電気設備工事につきましては、東栄浄化センターの流量計と電気設備、ごめんなさいCRTの電気設備工事をするものですが、部品の調達等がコロナ禍によりまして遅れておりましてそれで繰り越しをするものです。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

今回翌年度に繰り越すということですが、どの程度の遅れを想定しているのか。また町民生活に遅れによって影響があるかがいます。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

今回の遅れにつきましては、部品の調達等が遅れておるということで、まだはっきりわかっておりませんが 9 月か 10 月頃までかかるかと思います。町民におきましては施設の更新ですので特に影響はないと。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。以上で承認第 1 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第 1 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第 1 号の件は原案のとおり承認されました。

----- 承認第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に承認第 2 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 5 号の専決処分
の承認を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

翌年度に繰り越されるオンライン資格確認対応システムとは何か。またどんな改修が遅れるのか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

これにつきましては、機械を通じてですねマイナンバーカードを使って資格を確認するというシステムでございまして、全国的に始まるもので端末の方が間に合わず繰り越しをさせていただくものでございます。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

これが遅れることによって利用する方に対する影響というのは特別ないということでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

国の方ですねシステムの方も遅れておりますので、5月の末には導入される予定となっております。そうした関係で国も進んでおりませんので住民に対しての影響はないと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。以上で承認第2号の質疑を打ち切ります。続いて本案ついて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第2号の件は原案のとおり承認されました。

----- 承認第3号 -----

議長（原田安生君）

次に、承認第3号令和3年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

新型コロナウイルスのワクチン接種体制全般について伺いたいんですが、予算や体制シミュレーションなどして今回万全を期して予算化されていると思います。肝心のワクチン接種はいつできるのか。町が想定するスケジュールを伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

現在予定されているのは、5月6日から接種を開始いたします。それで月曜日、水曜日、金曜日の午後という形で進めて参ります。高齢者の接種につきましては、6月末をめどに今現在予定をしております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

予算説明書の7ページのところにあります職員手当のところになんですけども150万ということで、その後の医療センターの方でもですね時間外の費用が計上されています。この部分はいわゆる休日に対応するとかですね夜間ということではなくて全体の業務量が増えるという事に対する予算付けという理解でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議員のおっしゃるとおり業務増に伴うものでございます。休日等は今のところ予定しておりませんのでよろしくお願いします。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

７ページの４款１項４目会計年度任用職員の報酬 83 万 5000 円について伺います。対象となる職種、人数、採用期間を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

職種につきましては、保健師 1 名を予定しております。期間については 9 月まで、5 月から 9 月までを見込んでおります。以上です。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

今回ワクチン接種体制確保事業費補助金 1177 万円が計上されていますが今後ワクチン接種に係る費用が増大した場合にはですね実態に合わせて再度申請できるものか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

補助金の 1177 万 3000 円につきましては、これは国において示された上限額ですので、これ以上の補正は考えておりません。負担金の 1123 万につきましてはこれは接種者が増えればその分増えていくこととなります。以上です。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

最後にもう一点、7 ページの自動車借上料 362 万 9000 円とはどんな車両を予定しているか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

この経費につきましては、車と運転手を借上げるという形で計上しております。

議長（原田安生君）

以上で承認案第 3 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第 3 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第 3 号の件は原案のとおり承認されました。

----- 承認第 4 号 -----

議長（原田安生君）

次に承認第 4 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 1 号の専決処分
の承認を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

特にないですか。はい、以上で承認第 4 号の質疑を終わります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより承認第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第4号の件は原案のとおり承認されました。

----- 議案第32号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第7議案第32号東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

(「議長、1番」の声あり)

はい、総務経済委員長。

総務経済委員長（伊藤芳孝君）

議案第32号東栄町議会委員会条例の一部改正について。東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和3年4月30日提出。提出者東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者東栄町議会議員加藤彰男、東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例、東栄町議会委員会条例（昭和46年東栄町条例第5号）の一部を次のように改正する。第2条第1号中「税務会計課、振興課、地域支援課」を「税務課、振興課」に改め、同条第2号中「東栄病院」を「東栄医療センター」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、課を再編したことにより常任委員会の所管を改正する必要があるからであります。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

今回の条例改正でですね文言の変更の中に東栄病院を東栄医療センターに改めるというのがありました、昨年9月議会での議案、過疎地域自立促進計画の変更についてでは、医療センターを診療所に改めていました。東栄医療センターを使用しなけ

ればならない必要があるのか、診療所とするべきではないかと考えますが提案者の認識を伺います。

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

これはですね、本来やらなきゃいけなかったものをはっきり申し上げて手続きは取ってなかったとそういうことでありますのでご理解頂きたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

修正したほうが良いと思うんですが、東栄医療センターって書いてありますが、正式には東栄町医療センターじゃないですかね。いつも私疑問に思ったんですが、会計の方も東栄医療センターって書いてありますが、正式には東栄町医療センターですよ。まあ大した話しじゃないんだけど、いわゆる公文書としては東栄町医療センターという名称が正式に書いてある以上、やっぱり東栄町医療センター特別会計とか東栄町医療センターということで公的な機関ですのでこの辺のところは大した話ではないですが、やっぱり間違いの内容にした方が良くないのかな。一つだけ指摘しておきます。特に反対ではないです。

議長（原田安生君）

委員会で所管する課それを定めるということでございますので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

質疑は良いですか。以上で議案第 32 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 32 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

----- 承認第 5 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 8 承認第 5 号東栄町町税条例等の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

承認第 5 号東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。1 枚めくってください。専決第 1 号東栄町町税条例等の一部を改正する条例について。専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律令和 3 年法律 7 号が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い東栄町町税条例等を改正することになりましたが急を要するために議会を招集するいとまがないと認めたものです。改正の内容につきまして説明します。新旧対照表をご覧ください。17 分の 1 ページです。第 35 条につきましては給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。1 枚めくっていただきまして、第 51 条につきましては、退職手当等の特別徴収税額に関するもので退職所得課税の適正化及び退職所得申告書の電子提出を可能とする項を追加する改正です。第 74 条につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率について法律改正に合わせて改正するものです。附則の第 10 条につきましては法律改正に合わせた改正及び項ずれによる改正です。2 枚めくっていただきまして 17 分の 6 ページをご覧ください。附則第 11 条から 15 条までにつきましては、宅地等及び農地の固定資産税等の負担調整措置を令和 5 年度までの間、現行の仕組みで継続することに伴う改正です。3 枚めくっていただきまして。17 分の 12 ページをご覧ください。附則第 15 条の 2 から 16 条の 2 までにつきましては、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しと臨時的軽減の 9 か月間延長及び種別割のグリーン化特例の見直しを行った上で 2 年間延長することに伴う改正です。2 枚めくっていただきまして 17 分の 16 ページをご覧ください。附則第 27 条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を延長し令和 4 年末までの入居者を対象とすることに伴う改正です。1 枚めくっていただきまして、東栄町町税条例等の一部を改正する条例、令和 2 年東栄町条例第 18 号、第 2 条関係の新旧対照表をご覧ください。こちらは全て法律改正に合わせた改正及び項ずれによる改正となっております。戻っていただきまして、東栄町町税条例等の一部を改正する条例の 6 分の 5 ページをご覧ください。附則第 1 条、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。附則第 2 条以降の経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

承認第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

今回の条例改正は、令和3年度の地方税法等の一部を改正する法律第7号に基づくものということでしたが第7号に基づくもの以外に変更点があれば伺います。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

第7号以外のものはございません。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の説明のところで主として税務署長の承認のこと、電磁的方法についてですねそれから固定資産のこと、あと軽自動車税経過措置といういくつかのポイントがあるかと思えますけれどもこれに伴って税務課そのものの業務がですね何か変更になるとか、新たな負担がなるとか、町民の皆さんとの関係で新たなものが発生するとかその点は特にないということよろしいですか。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

今回の改正による大きな変更、業務的な変更はないと思われます。

議長（原田安生君）

以上で承認案第 5 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより承認第 5 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって承認第 5 号の件は原案のとおり承認されました。

----- 議案第 33 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第 12 議案第 33 号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを先に審議したいと思います。ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第 12 号を先に審議することに決定しました。

議長（原田安生君）

それでは日程第 12 議案第 33 号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

(「議長、2 番」の声あり)

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

議案第 33 号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の提案理由を説明する前に、まずは訂正をお願いいたします。附則で施行期日が令和 3 年 6 月 1 日と記載されていますが、コロナワクチン接種準備等で現在は大変忙しい時期であるとも聞きますのでワクチン接種が順調に始まるように令和 3 年 8 月 1 日とさらに 3 か月延長し約 4 ヶ月後の施行提案に修正を頂きたいと思います。また後でも説明をしますが、できるだけ財政的負担を軽くするため看板や封筒など法的に問題のないものはそのまま使い次回作成や製作する時から新たな名称にすることにしていただきたいと思います。さて本題に入ります。提出者は私、森田昭夫で賛同者は伊藤紋次副議長です。最初に提案の理由を説明します。人は誰でも間違いや失敗思わぬ勘違いをします。その事実が分かれば訂正、修正はやり直すことを速やかに行うことが道徳です。道徳は法律や条例には書かれてはいませんので強制力や適法性を伴うものではなく内

面的な権利であり、一般的に承認されている規範の総体です。特に行政の執行機関や議会は訂正、修正が必要だと分かたら一般の方々とは違い、いち早く修正、訂正することが正義であり基本であると承知しています。また議会は行政執行部と両輪であると言われます。時には行政の暴走にブレーキをかけ、軌道修正すべき役割が与えられております。議員は執行機関を公正に眺め厳正に批判し行財政上の重要事項について適正で公平、妥当な結論を見出してこれを決定しなければなりません。執行機関に近づきすぎて一つになってしまえば批判も監視も適正な政策判断もできなくなってしまい、議会の使命である正しい批判と監視はできません。この原理が守らなければ行政は乱れ歪められ民主的で公平な運営が損なわれ議会の存在理由はなくなってしまう。以上は今回提案した大きな理由です。では裏面の新旧対照表をご覧ください。だと改正案の文書がよく分かると思いますが、題名の東栄町医療センターを東栄診療所に改め以下本条例の全部の呼称を東栄診療所に改めるものです。また第3条の診療科目は全文削除するものです。ではこの案を提案する理由を説明します。医療センターという名称は全国どこのどの県にも存在しているようですが、一般的に広範な診療科を持つ総合病院という意味の医療センターと何かに特化した医療センターがあるようです。厚生労働省は、地域における中核的な機能を担っていると都道府県が認める場合などに医療センターという名称を付けることに限るという指針を示しています。愛知県は、東栄町医療センターは中核的な医療機関とするのは無理があると指摘していると聞きます。そこで、名称は医療法による法律上の名称、区分による呼称で誰にでも明確でわかりやすい東栄診療所に改め、以下本条例の医療センターの全部を診療所に改めるものです。第3条の診療科目は、次の理由で削除するものです。一つ目は3月定例会の執行部の回答でも明らかな通り県にも確認しましたが設置条例に診療科目を記載する必要はありません。二つ目は診療科目を決定するのは町長でも議会でもありません。そこに赴任した医師が決めることで、へき地医療を担っていただけの医師は全国の過疎地に十分な数はいません。将来も同様です。これから先もこの町に赴任いただいた医師が診療科目を決めることであって、設置条例で診療科目を決めてしまえば専門医制度も始まっており、診療ができない、またはしたくない、あるいは自信のない科目があつて診療を拒んだ場合、設置条例違反になり、へき地医療を担おうとしても赴任していただけない赴任していただけないことも考えられます。また何らかの理由でそれまでは行っていた診療科目ができなくなるということも考えられ、この場合も設置条例に診療科目の記載があつた場合、条例違反になり最悪の場合他の診療科目を行うことができても休診せざるを得ないということも考えられます。診療科目は、そこに赴任している医師や医療スタッフに頼らなくてはならず、いくら町民が望んでも町長や議会が決めることができない。意思を選択できない。へき地医療の宿命であると考えなくてはなりません。この条例案を提出すると透析や救急医療は行わなくなるとかんぐる方がおられるかもしれませんがそれは違います。何

度も言うようですが、診療科目は赴任した医師と医療スタッフが決め、医療施設の設置者である町長はそれを形式的に認めているという形をとっているのが現実です。診療科目の表示は医療法で決められていると思いますが、医師が標榜する科目は通院する患者さんなどに分かりやすく玄関に表示されます。設置条例に記載が無くても透析や救急、入院も医療設備等条件が整えば医師と医療スタッフの意思で再開することは可能であり自治法違反や条例違反、医師法違反に問われることはありません。よって診療科目を固定しなければ医師の自由度が増しへき地医療に携わっていただく医師は赴任しやすくなりますので設置条例に診療科目を記載しなければならない理由はありません。附則ですが医療センターという名称は1日も早く診療所という正しい名称に変更すべきと考えていますが名称変更のための準備期間とコロナワクチン接種が順調に動き始める必要時間を考慮して約4ヶ月後の準備期間を設け4ヶ月間の準備期間を設け8月1日にしました。ただし、附則として記載することは適正でないという指摘があり記載はしてありませんが、名称変更に伴い先ほども申し上げましたが看板や封筒、書類等、法的問題のないものや簡単に時間や費用をかけずに名称変更できるものを除き、現在使われているものはそのまま使い、新たに作成する場合や名称を変更しなければ使用できないものがあつたものから名称変更をするという条件をつけた道德を守る提案であることをご理解頂きたいと存じます。なお記載してある提案理由は、施設の名称を医療法による法律上の名称及び区分による呼称に改めると共に定める必要のない診療科目を削除するためと簡単に簡略に記載をしてあります。以上が提案理由の説明です。

議長（原田安生君）

議案第33号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

提案者の方と併せて実際に医療センターに関わる部分もありますから執行部の方にも質問したいと思います。私自身提案者が言いましたように医療センターという名前から診療所という形です。いわゆる病院から診療所への名称変更についてはそれはそれであるべく早くやってもらうという点については同じ意見を持っています。それを前提にしながらですけども3点まずお伺いしたいと思います。一点目ですけども今回条例改正に伴ってですね町にある様々な条例で関連して同時に改正が必要な条例がどの程度あるのか。それから二点目です。いわゆる行政事務の手続き上、様々な報告する書類や届出または提出、いろんな手続きがあるかと思います。特に今回ですね

コロナ禍の中でまさにワクチン接種がですねこれから始まっていくというふうな中においてはそれに伴ってですね報告なりですね全体の国のワクチン接種進めてく中でですね自治体として把握しなくてはいけない部分等あります。そのような名称変更に伴ってですね行政実務上どのような部分が新たに生じるのかということです。三点目ですけども、今話しましたように現在ワクチン接種は本当に全国の自治体の中でこれをどうスムーズになおかつ全員の接種が進められるのかという大きな課題になっているわけです。これは改めて言うまでもないことです。東栄町においてですね人口の半分を含め半分の高齢者の皆さんのワクチン接種をまず行いながら全ての町民の皆さんにワクチン接種すると、その期間を想定した場合ですね今回の条例改正に伴うですね実務的な部分、様々な部分ですねどう並行していくのかと、逆に言えばそれを実務として医療センター含めてですねどう対応できるのかどうか、この具体的な部分がシミュレーションされているのかどうか。この3点についてお伺いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼いたします。一点目のご質問でございますが、本町における条例ですとか規則その他規定に関わるものでございますが、名称変更は必ず使用になります。条例につきましては私が今確認したところざっと9つございます。規則についても9つ。その他規程ですとかその他細かなものでこれが10個ありましておよそ30弱の何らかの改正が必要となる見込みでございます。以上です。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは私の方からの行政上の手続きですとか事務の関係を回答させていただきます。名称変更をするにあたってどのような手続きが必要なのか、また現場である東栄医療センターの状況ですとか全てのもろもろにつきましてセンター長、副センター長、下川診療所長はじめ事務部門、看護部門、技術部門のですね管理者が集まる管理会議を開きましてその中でまとめあげてありますので回答と一緒にご紹介させていただきます。まず最初に医療法の手続きですとか届出に関するものなんですけど、急いで拾い上げ出したものですので多少漏れはあるかもしれませんが余分になるものはござい

ません。法的な申請に関しましては、まず医療法上の名称変更をさせていただくことになると思います。医療法上の名称変更が済んでからですね各法的なものの手続きに入るとは思います。まず最初に診療報酬を保険請求するための保険法の手続き、あと生活保護法に関するもの、被爆者援護法に関するもの、感染症、結核に関するもの、介護保険法に関するもの、障害者自立支援法に関するもの、労災保険に関するもの、難病外来指定医療機関の名称変更に関する手続き、難病指定医師の変更、身体障害者指定医師の名称に関する変更の手続き、といったものが法的なもので考えられます。その他申請が必要であるというものにつきましては、代表的なものは今これから始まりますコロナワクチン接種期間型施設の名称変更、また各種委託事業者等への名称変更の手続きを始め7件ほどの変更が考えられます。届出以外につきましては電子カルテのプログラム変更、これは先ほど提案者からありましたけど、名称看板はいいよということでしたが変えるのであれば本館の名称看板他3カ所の看板の更新があります。他には職印の変更であったりゴム印の変更、封筒の更新なども考えられます。作業的なものにつきましては関係医療機関への名称変更のお知らせや院内掲示物、公共交通の表示変更などが考えられます。先ほどの法的な申請またその他の申請につきましては、医療センターと下川診療所はありますので2箇所の変更が必要となります。あとですね東栄医療センターの状況ということでございますが施行日を6月1日という想定で考えておりましたので内容的にはちょっと内容が食い違うところがございましてまとめ上げたものを読まさせていただきます。今回の名称変更が議員提案という形で現場の状況を配慮せず唐突に出されたことは大変遺憾です。現在東栄医療センターでは医療従事者等へのワクチン接種が始まっています。また65歳以上の高齢者の接種券や予約票の配布も終了しその予約に基づく予約の変更や取消しなども医療センターが一手に担っています。5月6日からは65歳以上の方へワクチン接種が始まり東栄医療センター職員に加え役場の職員も応援して接種を行う体制を整えているところです。このような状況下で住民健診も遅らせてスタートさせるスケジュールとなっております。この提案議案が可決されるような事態となれば無駄な費用がかかることはもとより時間のいとまのない中、各種法的手続き、住民周知、愛知県下及び浜松方面の各医療機関への周知をはじめとして膨大な事務作業が準備なしに始まることとなりワクチン接種の遅れ、それに伴う住民健診への影響も避けることができません。このような状況を現場のセンター長をはじめ各種職員も大変憂慮していることもお伝えしますということで内容が6月1日の考え方でしたので多少おかしいかもしれないかもしれませんがこのようなものをまとめてございます。あと最後になります。接種、住民健診などへの影響、業務の負担増とかいう話ですが、先ほどの提案の中で4ヶ月の猶予をいただけるって言われて8月1日の施行ってということだと3ヶ月になるかと思うんですが、ちょっと3ヶ月、4ヶ月でひと月違いますのでどれをちょっと考えていいか分かりませんが、9月ということになりますと住民健診も少なくなりワクチン

接種についても大方終わりの方かなということでございますがまだまだ 8 月と言いますとコロナのワクチンの接種もまだ終わっていないという状況でありますので多少事務手続きが遅れるようなことも考えられるのかなという考えでおります。以上です。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今説明ありましたけど先ほどのですね補正の関係の専決でも医療センターでワクチン接種で時間外手当 270 万ということで全体の業務量が増大するというふうなことでした。それからこのことについては担当課の方のですね 150 万というふうな時間外のこともありましたので、まさに通常業務に対してどれだけの時間外をやらないとこのワクチン接種ができないかという状況だと思います。それに加えて今回の条例改正に伴うですね名称変更に伴う実務が重なるということとはとても東栄町のこの現状の中ではですね大変住民の皆さん自身に対するワクチン接種や健康診断含めたですね保健予防等がですね十分できなくなるという事態を招くのではないかというふうに危惧します。その中で一つ大事なことは先程提案者からもありましたように施行日についてワクチン接種を前提にせずらしてという話があったわけですから、今後の中でですねやはり実務として医療センターの方がどう対応できるのかということ優先する中で再度このことは検討することもあり得るのではないかというふうに思います。ワクチン接種それから健康診断等がですね一定の段階についた段階で改めて実務的にこの問題を論議していくということが一つ考えるならというふうに思いますので改めてこれがこの秋以降ですね執行部の方としてもですねこの問題をどういうふうに名称までどうしてくのかという検討する可能性があるということそれはそれでよろしいでしょうかどうでしょうお考えとしては。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

名称については以前もですね議員の中に一般質問でされた方もおりますのでその回答は十分今の皆さんはご承知かと思います。提案理由の中で言っておられること道徳的な問題も含めてですね、先程言いましたようにセンターを診療所に変えるという

ことについてはですね私も明言をさせて頂いております。それがこの時期なのかというところだというふうに思っています。従いまして新たな施設も令和4年度から始まるわけでありますので、これは年度内に必ずこの改正をですねさせて頂くということはですねお願いをしておきたいというふうに思っておりますが動的なことを踏まえてですね提案の中であるのであればですね事務の煩雑の問題のこれからの手続きもそうですしそれから費用も当然かかってくるわけでありますのでそういう一つ一つとなれば条例で可決をされればその状況に向かってですね事務もそうですし手続きもそうですし予算も組み立てなきゃいけないという状況です。それからワクチンもまだまだ流動的でありますので、高齢者の問題を先程言いましたように6月に何とか終了に向けて職員みんな頑張ってもらっておりますし、それから先の一般住民もこれから始まるわけでありますのでこの辺のところを含めてですねご判断を頂きたいと思います。従いましてこの3年度内にですねできれば定例会の中でこの状況については必ずやらせていただかなきゃいけない部分でありますのでその辺のところをご理解をいただきたいと。

議長（原田安生君）

5番よろしいですか。そのほかございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

先ほどの医療センター事務長の答弁の中でですね名称変更で看板等を名称を変えなければいけないというような費用について無駄な費用とおっしゃいました。私これは大変な問題だと考えます。行政として誇大広告の名称を改めるということはですね当然のことだと考えます。それについて無駄な費用と発言されたと記憶しておりますので訂正が必要ではないかと考えますが認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

無駄な費用と言いますか、今この条例改正をしなければ、先程言いましたように議決をされて条例上で医療センターから診療所になるとなれば当然直す必要が出てきますね。当たり前の話だと思います。したがって事務長が申したようにですね、医療センターから診療所になると全てのものを診療所に直すわけです、これはだから私が

答弁させていただいたとおり事務手続きもそうですし予算も組み立てにやいかん、直すものは全てということの発言だったと思いますのでご理解をいただきたい。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

全く無駄な費用という発言で問題がないということだと理解いたしました。もう一点、提案議員にお尋ねいたします。今回の条例では診療科目の削除を含んでおります。条例に明記された診療科目は保健所等への問い合わせで私も承知しておりますが、法的には必ずしも条例に盛り込む義務はないものです。しかし条例に明記するということは町が行うべき医療の目標、約束として行政をしぼるためにこれを位置づけているという側面がありあます。診療科目が削除されてしまえば行政は森田議員が言うような医師の意向、医師がやりたいかやりたくないかというようなそういった意向にはかわらず行政はいつでも簡単に診療科目を改廃できるようになってしまうと考えますが、その危険はないか伺います。

（「議長、２番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、２番。

２番（森田昭夫君）

行政が簡単に改廃できるとかできないじゃなくて行政っていうか町長も議会もそうなんですが医師という免許は持っておりません。したがって医師の判断に委ねるしかないわけです。ということでその診療科目を決めて決定してしまうことによって医師が選べるような状況ならよろしいですが、へき地医療で我々はどんなドクターでも医師という免許を持っている方なら誰でもいいから来て欲しいという感覚がありますし、また選べる状況にはないと思います。従って行政を縛るのではなくて医師を大体選ぶことができませんのでドクターであればどなたでも来ていただけるようなゆるい体制を作っておくべきということもあって診療科目は削除すべきと考えております。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

4 番（浅尾もと子君）

医師が自由に診療科目を選べるのは否定するものではありませんが、どの医師が来るかの前にどんな医師に募集をかけるのかという点があります。医師が決めるという側面があるにしてもその医師を募集するのは町であります。必要な診療科目を守るために医師を確保するという町長の義務をこの条例から診療科目を削除することでその義務を免除する結果になりはしないかと危惧しております。認識を伺います。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

町長がどんな医師を募集するかということなのですがそんな余裕は全くありません。医師がここに来ていただくためにはどんな方でも医師という国家試験を持っている方ならどなたでも結構ですという事しか我々にこの町には選択の余地がないわけです。来て赴任いただいたドクターにお願いをするしかないわけですので町長がいくら頑張ったってこのような医師が欲しい、あのような医師が欲しい、そういう選択の余地が全くないというのが日本の現在のへき地医療の現状であることを認識いただきたいと思います。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

3 回目ね。4 番。

4 番（浅尾もと子君）

ただいまの御答弁に関して伺います。いくら頑張っても医師が来るか来ないかというのは難しいという点は理解しますが、しかしこの条例から診療科目をなくすことで町長は医師確保のために努力をしなくても良くなるということではないかと考えます。なぜならば診療科目、眼科や耳鼻科や精神科といった科目、そういった科目についてはどこどこから派遣を受けるということを町長が依頼してきていただいているわけですからその依頼をするということが義務でなくなってしまうと考えますがその点いかがでしょうか。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

それは診療科目というのは無いよりも幅広くドクターでも 5 人でも 10 人でも来ていただければ来ていただいたほうがいいでしょうけどもそれにはやっぱり経済的なこともありますので、いくらかかったって住民がいくら貧しくても医療さえあればいいというものではないわけです。したがって経済的なことも考えて東栄町のこの町に東栄町の人口に見合った医師の数をやっぱりこれから要望してくし来ていただくように努力はしてっていただく、ただその中に診療科目がたくさんあります。全ての診療科目をそろえるなんていうことは絶対に無理です。また 3000 人の町の中にそれは不可能なことをやれと言ってるようなもので、絶対にできることではありません、したがって医師を確保することをしてそして赴任頂いたドクターがどんな診療科目をやっていたかこれはドクターの意思に任せるこういうスタイルでなければこの診療科目をやるための医師を探せとかこの診療科目をやりたいと言っていくら町長が努力したってこれはそんなに簡単にできるものではない。現状をある程度承知した上でそういったことを考えていただきたい。日本の今の現状とはかけ離れた意見ではないのかなとこんなふうに私は思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

この名称の問題については、これまでもあがってきとるわけであります。そしてまたそれは必要なことだろうと我々も執行部の皆さんもそんな認識ではないかとそんなふうには思っとるわけであります。ただそのいつやるかその時期が大変重要な問題ではないかと先ほども各担当、総務課、医療センターの方からも話がありました。ただ名前を変えるのではなくてその法的な手続きも色々あるようでございます。大変な作業になるわけです。診療所の方は移転新築でもこれ決まって進んどるわけであります。そうなりますと 7 月でしたかね来年のオープン、開院するのが、どこかでやらなきゃならないわけなんですけど確認をしておきたいんですけど、この名前を変えるだけじゃなくて諸々の手続き等があると思うんですが、そして予算も関係することでありますので私はその来年 3 月の当初予算、十分時間もありますしその辺で整備するのが良いのではないかとそんなふうには思ってるわけですが、ここに町長の方から確認だけ、いつどんな予定なのかその辺だけ話していただきたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程もご対応させていただいた通りですね、このご提案いただいた状況はですね我々執行部もですね当然そのことは進めていきたいというふうに思っております。この年度内には必ずやらさせていただかなきゃならないというふうに思っております。新たな施設は7月のオープンでございますが、令和4年度からのですね並行してですねまた旧の方の医療ですね当然運営をしていきますので、令和4年度にはですね診療所に変えるということをですね、必ずさせていただきたいと思います。遅くても今伊藤議員がおっしゃるように当初予算の反映もありますしそういう状況でありますので今の状況でいけば12月議会にかければ12月定例会、遅くても3月の定例会には出させていただきたいとこのように思っています。先ほども話した通りコロナの状況もまだまだ不透明でございます。それから住民健診もそういう状況の中で延ばしておりますので働いてる方含めてですね医療センター側だけ職員でやれるわけでありませんし我々住民福祉課の方も今協力をしてやっと65歳以上の状況を何とか発行させていただいた状況です。まだまだ一般を含めてこれからの対応もまだまだありますのでこの時期だけは是非ご理解を頂きたいというふうに思っています。医療センターから診療所になるということが我々も県との打ち合わせの中でそういう話は十分今までもさせていただきますので早くて12月、準備の状況もありますので3月定例会には必ず出さして頂きたいとこのように思っておりますのでご理解を。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。以上で議案第33号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

4番。反対ですか。はい、まず原案に反対者の発言を許します。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論を行います。まず今回森田議員と伊藤紋次議員が医療センター設置及び管理の条例の改正案を提出したことに私はとても驚きました。議会の力を教えられた思いです。お二人のご尽力にまず感謝を申し上げたいと思います。これまで村上町長は2年間、国の医療広告ガイドラインに明白に違反する名称、誇大広告の名称、東栄医療センターについて愛知県の再三

の改称要請に応じず、議会では全く問題ないとの答弁を繰り返してきました。私は行政が自ら名称問題を正す姿勢を見せない中、議会の意志であるべき名称へと是正させることを心から願っております。しかし、本条例には診療科目の削除が含まれております。科目名を条例に盛り込む義務がないことは私も保健所への問い合わせで承知しております。しかし、私は条例に明記された診療科目は町が行うべき医療の目標、約束として行政を縛るものであり削除されれば行政はいつでも簡単に診療科目を改廃できるようになってしまうと考えます。3月議会の直接請求の改正案の内容も入院、透析、救急の実施を町長に義務付けるものでした。人工透析は内科の中の一診療内容であり条例に明記されていなかったために議会への報告だけで廃止されました。町は現在の診療科を建て替え後も維持する予定だと答弁していますが情報公開された町の在宅医療介護チームなどの会議録では医療、介護に関わる職員らは、診療科目は5年持つかわからない旨発言しています。また、町は眼科、耳鼻科をどうするのかという旨の問題意識と資料を示し、私は医師の確保ができなければ透析治療のように一方的に廃止される恐れがあると考えます。私は医療体制のさらなる縮小を容易にさせる条例改正を議会が行うべきではないと考えます。一方で私はガイドライン違反の誇大広告の状況を解消するための議員提案議案を東栄町議会が否決することはどうしても避けたいと考えてきました。この議案を否決すれば愛知県には行政のチェック役である議会までも改称を拒否したと判断されかねません。これは東栄町のさらなる信用失墜に繋がると考えます。私は条例改正案の第2条その他の医療センターを診療所に改める部分には賛成する立場ではありますが、診療科目の削除を含んでいる以上全体としては町民の利益を守るためやむを得ず反対することにいたしました。以上です。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい。3番。

3番（山本典式君）

私は、結論は賛成討論をしますけども、議運の委員長として先にお話したいことがあるわけですけども、議長には、もしこの議運で示された資料に基づいて検討した結果ですけども、もしそれに変更があった場合は議運を開いて報告していただきたいと議運の委員長として申し出してあったわけでございます。今提出議員の方から説明がありましたが施行期日を延長するというような説明がありました。これ8月1日というのがどうかは微妙なところなんですけども私はもし施行期日をむこうへ延長するのなら、このいわゆる東栄医療センターの改称とか診療項目の削除、それはむしろ本当は町長の議案提出が好ましいと私はそういうことを思っておりました。しかし、町長

が今話しありましたように来年度の4年度ですか4年度には必ず3月議会で訂正するということを言っておられましたけども、まあ本当は町長がその前に提出するべき事案じゃないかなと私はそういうこと思っておりました。しかし、これを議員の方から提出しましたので私はこの内容、センターの改称それから診療科目の削除については私は内容的にいて賛成であります。まあ以下、私が結論として賛成を出したことについて報告させてお話しさせていただきます。第1点目の東栄町医療センターの改称につきましては、県がへき地医療拠点病院の指定を取り消した時点で、地域の中核的な機能を担っているとは言い難い状況となり県から名称変更するよう指導されていたと思います。町長としても法を遵守すべき立場にある者が、未だに県と事前に協議した上で申請しているので何ら問題ないと前回の一般質問にもこういうふうに答えておるわけです。こういった答弁に終始していいかということでございます。本来は重複しますけど本来は町長が提出すべき議案と思いますが、これまでの経緯を考えると議員提出であってもやむを得ないと判断して賛成いたします。第2点目の診療科目の項目削除については、提案理由にあるように本来明記する必要のない項目であるため削除しても何ら問題はないとの説明がありました。このことによって現時点で心配している人工透析などを今後再開する場合でも医師を始め医療スタッフが揃い、体制が整えばいつでも再開できることが説明から確認することができたので賛成いたしますが、特に村上町政が続く限りこの議案の提出経緯と内容を忘れることなく町民のために努力義務を果たしていただくことを願って賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第33号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手

ありがとうございます。挙手少数であります。よって議案第33号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

.....

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。住民福祉課長から先ほどの発言について訂正があるようですので許します。

住民福祉課長（伊藤太君）

先程のコロナワクチンの接種の関係の答弁で 65 歳以上の方の終わる期間が 6 月末と申し上げましたけども 6 月末に 1 回目が終了しまして 65 歳以上の方 2 回目終わるのが 7 月 21 日を予定していますのでそのように修正をお願いします。以上です。

----- 議長 の 辞 職 -----

議長（原田安生君）

それでは、ここで議事進行を副議長と交代をいたします。

副議長（伊藤紋次君）

それでは、議事の方を進行させていただきます。議長の原田安生君から議長の辞職願が提出されております。お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し追加日程第 1 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

意義なしと認めます。したがって議長辞職の件を日程に追加し追加日程第 1 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により原田安生君の退場を求めます。

原田安生君退場

議長（伊藤紋次君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和 3 年 4 月 30 日。東栄町議会副議長伊藤紋次殿。東栄町議会議長原田安生。辞職願。この度一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いします。以上でございます。

議長（伊藤紋次君）

お諮りします。原田安生君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って原田安生君の議長の辞職を許可することに決定しました。ここで退席しております原田安生君の入場を許可します。

原田安生君入場

議長を辞職されました原田安生君から挨拶をいただきたいと思います。

8 番（原田安生君）

失礼いたします。コロナ禍の2年間ってということで外との外交的なものが全然なかったという後半の1年でございました。まだまだですねこの状況が続くのかなと思うと非常に残念ですが、自分なりに何とか務めて来れたかなと安堵しとるところでございます。議員の皆様には色々ご協力いただきまして誠にありがとうございました。以上です。

議長（伊藤紋次君）

ただ今議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し追加日程第2として日程の順序を変更したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更いたします。

追加日程配付

それではここで暫時休憩といたします。恐れ入りますが執行部の皆さんは一時退席をお願いいたします。再開の時刻は後ほど事務局から連絡いたしますので宜しくお願い致します。

議長（伊藤紋次君）

本会議を再開します。直ちに追加日程第2議長の選挙を行いたいと思います。

議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めただちに議長の選挙を行います。選挙は指名推選で行います。ご異議なしと認め選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。お諮りします。指名の方法は副議長が指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め副議長が指名することに決定しました。議長に原田安生君を指名します。お諮りします。ただいま副議長が指名しました原田安生君を当選人と定めることに異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、ただいま副議長が指名しました原田安生君が議長に当選しました。

原田安生君はここにいますので告知いたします。改めて当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させさせます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

議長 (伊藤紋次君)

はい、議会事務局長

議会事務局長 (亀山和正君)

議長、住所、東栄町大字三輪字中奈根 16 番地 3、氏名、原田安生、生年月日、昭和 33 年 3 月 2 日。以上でございます。

8 番 (原田安生君)

わがままなことを言って申し訳ないんですけどもまた 2 年努めさせていただくことになりました。とにかく中立の立場で議会運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 (伊藤紋次君)

議長は議長席にお着き願います。

議長 (原田安生君)

はい、それでは議事を進めさせていただきますが、ここで暫時休憩に入りたいと思いますがこの時間でしたらもう昼食休憩にして午後からから副までやっとく。そうだねここで暫時休憩といたします。

----- 副議長の辞職 -----

議長 (原田安生君)

それでは副議長、伊藤紋次君から辞職願が提出されております。お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し追加日程第 3 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って副議長辞職の件を日程に追加し追加日程第 3 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、地方自治法の第 117 条の規定によって伊藤紋次君の退場を求めます。

伊藤紋次君退場

それでは事務局長に辞職願を朗読させます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長

議会事務局長（亀山和正君）

令和３年４月３０日。東栄町議会議長原田安生殿。東栄町議会副議長伊藤紋次。辞職願。この度一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いします。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。伊藤紋次君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って伊藤紋次君の副議長の辞職を許可することに決定しました。ここで退席しております伊藤紋次君の入場を許可します。

伊藤紋次君入場

副議長を辞職されました伊藤紋次君から挨拶を頂きたいと思います。

副議長（伊藤紋次君）

副議長の職を２期４年努めさせていただきました。非常に政治的な知恵もなくなかなか上手くできなかったと思いますけど皆さんのおかげをもちまして何とか務めることができました。誠にありがとうございました。

議長（原田安生君）

日程の順序を変更いたしたいと思いますがこれにご異議はございませんか

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め副議長の選挙を日程に追加し追加日程第４として日程の順序を変更いたします。ここで本会議を一時休憩として全協に切り替えます。

議長（原田安生君）

そうしたらですね先ほどと同じように、まあ一人しかおらんということで選挙にするのか指名推薦でよろしいか。指名推薦でよろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。それでは私から指名するということでよろしいでしょうか。それでは加藤彰男君を指名します。それではただいま副議長に当選されました加藤彰男君から挨拶をいただきたいと思います。加藤彰男君。

5 番（加藤彰男君）

先ほど所信で述べましたように原田議長のもと議員の皆さんのお力を頂きながらですね議会の運営を一生懸命努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

ありがとうございました。それではここで午後 1 時まで昼食休憩にさせていただきます。後ほど委員会の構成だとかそういうのがありますのでよろしくお願いいたします。

----- 議席の変更 -----

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので本会議を再開いたします。あとは必要な時に執行部が来てもらうようにしますのでよろしくお願いいたします。それでは会議規則の第 3 条第 3 項の規定によって議席の変更を日程に追加し直ちに行うことにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。それでは直ちに行うことと決定いたしました。それでは皆さんにはご承知をして頂いておりますが、7 番を副議長、8 番を議長とし、1 番から 6 番までを抽選により変更いたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。それでは 1 番から 6 番までを抽選により変更することに決しました。それでは抽選の方法は事務局に説明させます。

（「1 回で」の声あり）

はい今までのようなことはそれじゃ無しで、1 回で決定したいと思っておりますがご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

はいそれでは抽選を行いますのでよろしくお願いいたします。1 番から 1 番から引いていただきますので。

（抽選により伊藤芳孝 5 番、森田昭夫 6 番、山本典式 4 番、浅尾もと子 1 番、伊藤真千子 3 番、伊藤紋次 2 番）

議長（原田安生君）

皆さん決まりましたか。いちいち読み上げんでもいいですか。自分の議席番号忘れるようにしてください。

(1 番 浅尾もと子議員、2 番 伊藤紋次議員、3 番 伊藤真千子議員、4 番 山本典式議員、5 番 伊藤芳孝議員、6 番 森田昭夫議員、7 番 加藤彰男議員、8 番 原田安生議員に決定)

----- 常任委員選任 -----

議長 (原田安生君)

はいそれでは常任委員会の正副委員長の選任これを行いたいと思いますが 一度本会議を閉じて全員協議会に切り替えます。

(議会全員協議会)

常任委員会委員は議長を除く議員全員が総務経済委員会、文教福祉委員会に所属。

常任委員会の正副委員長を推選により選出

総務経済委員会委員長 伊藤紋次議員

総務経済委員会副委員長 伊藤真千子議員

文教福祉委員会委員長 山本典式議員

文教福祉委員会副委員長 伊藤芳孝議員

議会運営委員会委員は常任委員会の正副委員長 4 名と加藤彰男議員が推薦により選出

東三河広域連合議会議員を指名推選により選出

東三河広域連合議会議員 伊藤芳孝議員

東三河広域連合議会議員 加藤彰男議員

----- 編集委員の選任 -----

編集委員を推選により選出

議会報編集委員 伊藤真千子議員、加藤彰男議員、浅尾もと子議員、原田安生議員

----- 北設広域事務組合議員の選挙 -----

議長 (原田安生君)

それでは時間になりましたので本会議を再開いたします。お諮りをいたします。北設広域事務組合議会議長から北設広域事務組合議会議員の辞職に伴う議員選出の依

頼がありました。よって北設広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第 7 として日程の順序を変更いたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め北設広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第 7 として日程の順序を変更いたします。提案者の趣旨説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは失礼します。選挙第 4 号北設広域事務組合議会議員の選挙についてでございます。これは原田安生議員の組合議員辞職により選出を求めるものでございます。任期につきましては残任期間の令和 3 年 4 月 30 日から令和 4 年 9 月 18 日まででございます。以上でございます。よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

選挙第 4 号についてはただいまの説明があった通りでございます。当組合の議員選手については規約に基づいて選挙を行います但従来の申し合わせで議長に関係をしますので議事進行を副議長と交代させていただきます。

議長（加藤彰男君）

それでは議長に続きまして議事の進行を行いますよ。よろしくお願いいたします。引き続き第 4 号北設広域事務組合議会議員の選挙についての件を進めさせていただきます。ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推薦とし私より指名したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、私より議長の原田安生君を指名いたします。ただいまの指名につきまして御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって北設広域事務組合議会議員は議長原田安生君が当選いたしました。当選された原田安生君が議場におられますので本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定による当選の告知をします。改めて当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

議会事務局長（亀山和正君）

北設広域事務組合議員、住所、東栄町大字三輪字中奈根 16 番地 3、氏名、原田安生、生年月日、昭和 33 年 3 月 2 日。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

続いて当選された原田安生君から挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

ありがとうございました。広域もまだまだだいぶ難題が残っております。出来る限り町のために頑張るようにしますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

以上で選挙第 4 号が終結しましたので議長を交代いたします。

——— 監査委員の辞職 —————

議長（原田安生君）。

それでは、先ほど加藤委員から町長へ監査委員の辞職願が提出され町長はこれを承認し後任の監査委員の選挙についての議案が提出されました。お諮りいたします。監査委員の選任についてを日程に追加し追加日程第 8 として日程の順序を変更いたしたいと思いますがこれに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め監査委員の選任を日程に追加し日程の順序を変更いたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案第 1 号監査員の選任について、加藤彰男委員の監査員辞職に伴い地方自治法 196 条第 1 項の規定により選任の同意を求めるものであります。任期は令和 3 年 4 月 30 日から令和 5 年 4 月 29 日までです。議会の選出委員でありますので議会で協議いただき推薦をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りいたします。町長から申し出の議会推薦についてご意見はございませんか。意見もないようですので正副議長にご一任をいただくということでご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め正副議長において決めさせていただきます。選考のため暫時休憩といたします。

議長（原田安生君）

それでは再開をいたします。

選考結果を事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは監査委員の選考結果を発表いたします。住所ですけれども東栄町大字振草字古戸神田 22 番地 1、氏名、伊藤紋次、生年月日、昭和 23 年 12 月 15 日。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上報告のとおり議会推薦としたいと思います。これより質疑に入りますが、地方自治法第 117 条の規定により伊藤紋次君の退場を求めます。

伊藤紋次君退場

それでは質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって同意案第 1 号の件は原案のとおり同意することに決定いたしました。伊藤紋次君の入場を許可します。

伊藤紋次君入場

以上で本臨時会に上程されました案件は全て議了いたしました。その他執行部または議員の皆さんから何かご報告ございますか。はいどうぞ。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

この間、3月の定例会最終日に住民からの条例改正。透析を求める条例改正の案件が出てきましたね。追加案件、結果的に否決されたんですが。あの時に加藤委員からそのことについてはやっぱりしっかり検討する必要があるという発言があったと思うんですよ。もう一度考え直す、執行部としても検討し直す考え直す必要があるということが後から新聞にも書かれていたと思うんですね。新聞の記事にも載っていたと思うんですが、これ諮問機関なのか執行機関なのかよくわかんないんですが、町長が参加してますので町長に色々意見を申し上げるのが諮問機関って言うんですが、諮問機関ではなさそうで執行部に属するのかなと思うんですが、いずれにしても町長がおる、参加している会議、委員長も、センター長が入っている統括会議、会議の中で議論したと思うんですが、もう1か月の余も過ぎてますんでその経過や結果を少なくとも発表いただけんかなあと。もともとその会議に参加することは私がおかしいって諮問委員会とか執行機関のようなところに議会が入るのおかしいということで私反対したと思うんですが、その時の議会の考え方としては議会と執行部とのパイプ役になるはずだと、だから是非ともそれに参加すると、ということで参加したと思うんですが、まあそれにつけその時の効果が出てくると思いますので1か月以上経ちますのでどんなような検討をされどんな結果だったのか、ご報告いただけたらありがたいと思います。

議長（原田安生君）

何の会議だった。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6 番（森田昭夫君）

もう一回言います。前回の透析、透析問題、条例改正の時、あの時に色々意見が出たと思うんですが、その中に町の諮問委員会にはならないと思いますが執行委員会なのかよくわかんないんですが統括会議に議会から参加してますよね。参加してる加藤議員からしっかりと検討した方が良く、透析をやるかやらんかをね、もう一度しっかり考えるべきだというような意見があったと思うんですよ。そのことが新聞の記事に載ってましたよね。載ってたんです確か、中日新聞の記事に載ってたと思うんですよ。こういう意見もあったと。いずれにしてもそういう発言があつて1か月の余経ってますので当然その中の会議に属している病院のセンター長、町長が参加してる統括会議、当然話し合っていると思うんですが、そこで話し合った、せっかく議会から出

してパイプ役になってる議員の発言ですのでパイプ役としてどんな話し合いがあったのか、経過と結果を知らして欲しいなど。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、森田委員からありました内容ですけれども、議会の時の条例の改正についての部分では今後ずっとそういう可能性があるならばその検討が必要でないかという意味で発言をしました。その新聞のどこでも書かれているということです。それ以降について統括会議そのものも開かれてませんので、その後の検討について執行側とか医療センターどうなのかということはちょっと私の方は把握してません。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

あれほど大事な重要な住民の関心があった話を、そこで話をしたことはただのパフォーマンスということになっちゃいますよね。パフォーマンスの発言だったのかなというふうに感じるんですが、あれだけの話でそれだけの大事な重要な統括会議に入ってた委員がちゃんときちんとした話をすべきだということ言ってるわけですから、あれから会議やってないっていかにもルーズじゃないのかなと思いますので早急に会議を開いて色々検討した結果を是非ともこの議会に報告頂きますよう思います。

議長（原田安生君）

要望でよろしいですか。他にございますか。執行部の方から。

事業課から報告があるようでございますのでお願いをいたします。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

お手元に配布してあります資料についてですが、令和 2 年度に策定しました東栄町簡易水道事業経営戦略や東栄町公共下水道事業経営戦略、東栄町農業集落排水事業経営戦略につきまして説明させていただきます。これにつきましては国から公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能になるように経営戦略を令和 2 年度までに策定するように要請がありまして 3 月末にホームページに掲載しました。議会への報告義務があるわけではございませんけれども他市町村において議会へ報告しており県からも依頼がありましたのでご報告いたします。基本方針にもありますが簡易水道事業は安全安心で安定した水の供給を図るため水道施設の適正な維持管理や耐震化を図るとともに安定効率的な水道事業の経営に努めるために今後 10 年間の計画を示したものです。下水道事業につきましては公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に計画的に整備を進めていますけれども下水道事業は清潔で快適な住みよい生活環境と豊かな自然を守るために必要不可欠なものであり、今後も持続的に安定したサービスを提供する必要があるから今後 10 年間の計画を示したものです。それでは簡易水道事業経営戦略をもとに項目の説明をさせていただきます。1 番につきましては現在の事業概要を示したものです。事業の現況や経営健全化の取り組み、経営の現状分析をしたものです。2 枚はねていただきまして。2 番につきましては将来の事業環境を示したものです。給水人口の予測から料金収入の見通しを想定しています。1 枚はねていただきまして、3 番は経営の基本方針を記載してあります。4 番の投資財政計画につきましては事業費として国庫補助対象事業を記載してありますが簡易水道事業は生活基盤近代化事業での計画を、公共下水道事業は社会資本整備におけるストックマネジメント計画を、農業集落排水事業は最適整備構想計画の金額をそれぞれ載せてありますが現況施設を詳細に検討して実施設計をしなければはっきりとした金額は出てこないために計画として様式第 2 号に反映しています。添付してあります様式第 2 号、一番最後の表になりますけれども、につきましては事業年度における企業の営業活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計画した収益的収支と将来の営業活動に備えて行う諸施設の建設改良費や企業債の元金償還等の支出とその財源となる収入を計画した資本的収支に分けて 10 年間の計画を立てています。先ほど事業費について説明しましたが今後の計画につきましては見通しとして記載してありますので現況を毎年減少しまして総合計画とともに随時見直しを行っていきます。本日資料を急にお配りいたしましたので詳細につきましては一読をお願い致しまして質問等連絡をいただければちょっと私の勉強不足のこともありますので後日回答しますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（原田安生君）

今、現状報告ありました。何か質疑がありましたら。これをもちまして終わりたいと思うんですが、前に言っとったよね管内視察。今、新しくなってからですね管内視察をしておりません。下水道の処理場だとか簡易水道、色々ありますのでまた一度調整しながら執行部と管内視察を全員で行う予定でありますのでまた日程が決まり次第連絡をさせていただきます宜しくお願い致します。

議長（原田安生君）

議運の正副委員長が決まってないみたいだもんね。議運決めとかんとまずいね。委員長、副委員長は。編集委員は今度編集に集まった時に決めれば決まると思いますのでとりあえずは。議運の正副委員長だけ決めさせていただきます。委員長に伊藤芳孝さん、副委員長は、副議長の加藤君。議運の副委員長です。ありがとうございました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

それではこれをもちまして令和3年第2回東栄町議会臨時会を閉会いたします。

<閉 会 15：05>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____